

参考見積募集要領

次のとおり参考見積を募集します。

令和7年10月22日

独立行政法人水資源機構

吉野川下流総合管理所 所長 谷本 修

1. 目 的

この参考見積の募集は、吉野川下流域用水事業で予定している業務発注の積算の参考とするためのものです。

なお、この参考見積書のご提出は、業務発注の指名（若しくは競争参加資格）をお約束するものではないことをあらかじめご承知ください。

2. 参考見積書提出の資格

- (1)水資源機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、役務の提供の業種区分「賃貸借」の認定を受けており営業品目「複写機」に登録していること、かつ、役務の提供の業種区分「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」の認定を受けており営業品目「コピー機等の保守」を受けていることとします。
- (2)営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3)水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、吉野川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は次に従い提出してください。

- (1)参考見積書は、別添の参考見積仕様書を満足するフルカラー複合機2台の賃貸借費用及び保守費用を記載してください。
なお、参考見積書の様式は問いませんので、別添の参考見積価格内訳書様式に限らず独自の様式でも構いません。
- (2)提出期間 令和7年11月7日(金) まで
- (3)提出先 独立行政法人水資源機構 吉野川下流総合管理所 所長 谷本 修
【担当】総務課 小林裕美
〒771-1347 徳島県板野郡上板町高瀬字宮ノ本250-22
TEL 088-624-7733
FAX 088-624-7743
メールアドレス nyukei_yoshikaryuu@water.go.jp
- (4)提出方法 書面はメール、FAX、郵送又は持参によりご提出ください。押印を省略する場合は、余白等へ以下の事項を記載してください。
 - ・本件責任者（会社名・部署・氏名）
 - ・本件担当者（会社名・部署・氏名）
 - ・連絡先1 代表電話等
 - ・連絡先2 部署直通やご担当者の携帯番号等

ご持参いただく場合は、上記期間の土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までの間に3.(3)の提出先にご提出ください。

4. 参考見積内容

別添の参考見積仕様書のとおりです。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合には、次のとおり、書面（様式自由）により提出してください。

(1)提出期間：令和7年10月22日(水) から 令和7年10月30日(木)まで
ご持参いただく場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(2)提出場所：3.(3)に同じ。

(3)提出方法：3.(4)に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1)閲覧期間：令和7年11月4日(火) から 令和7年11月7日(金)まで

(2)閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者のご負担とさせていただきます。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

- 以上 -

吉野川下流総合管理所外複合機賃貸借及び保守業務（仮称）

参考見積仕様書

令和7年10月

独立行政法人水資源機構
吉野川下流総合管理所

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構吉野川下流総合管理所（以下「機構」という。）が発注を予定している「吉野川下流総合管理所外複合機賃貸借及び保守業務（仮称）」に適用する。

第2節 概要

納入場所は、下記のとおりとする。

- a) 徳島県板野郡上板町高瀬字宮ノ本250番22
独立行政法人水資源機構 吉野川下流総合管理所 2階
 - b) 徳島県徳島市川内町榎瀬841番地
独立行政法人水資源機構 吉野川下流総合管理所 旧吉野川河口堰管理所 2階
- 2 契約期間及び履行期間は、下記のとおりとする。
- a) 契約期間
契約締結の翌日から令和13年3月31日まで
 - b) 履行期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（60ヶ月間）
- 3 契約範囲は、下記のとおりとする。
- a) 複合機2台の賃貸借
 - b) 複合機の保守及び消耗品の供給
 - c) 複合機導入に係る搬入設置、設定作業及び導入支援等の実施
 - d) 複合機の賃貸借満了に伴う移動・搬出

第3節 納入物品等

プリンタ・スキャナ・FAX機能付きデジタルカラー複合機 2台

- 2 納入する複合機は、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）（以下「グリーン購入法」という。）の基準を満たす適合商品のものであること。
- 3 複合機は、メーカーにより品質を保証された新品とし、中古品、事故品、展示品、新古品等は不可とし、かつ製造・販売が継続中であること。

第4節 複合機の構成及び機能

複合機の構成及び機能は、別表のとおり若しくはこれと同等以上の機能を有するものとする（オプション可）。

第5節 設定・運用

複合機の各機能が正常に作動するよう、各種設定を行うこととし、設定にあたっては機構の指示によるものとする。なお、機構プリンタサーバーへのドライバーのインストールは機構が実施する。
各機能の操作について説明を行うこととし、マニュアル及び資料等を1台につき各1部を提供すること。

第6節 施行注意

- 複合機の搬入、設置及び設定作業の詳細な内容及び日程については、協議の上で決定するものとし、搬入設置及び設定作業は担当職員の立会のもと行うこと。
- 2 複合機の搬入設置後は、速やかに梱包資材及び養生資材の撤去、改修及び清掃を行い、建物内に残置しないこと。
 - 3 複合機の搬入及び設置に際しては、他の既存設備及び建造物等に損傷を与えないよう充分注意すること。なお、万一損傷を与えた場合には、直ちに機構に報告するとともに、機構の指示に基づき、受注者の負担において修復又は取替を行うこと。

第7節 保守内容

保守及び消耗品の供給業務（以下「保守等業務」という。）については、受注者、メーカー又はメーカー純正品の供給を受けて保守等業務が可能な代理店又は取扱店等（受注者以外にあっては契約書第9条ただし書きにより承認を受けた者（以下「保守実施者」という。）が行うものとする。
なお、保守実施者は複合機の不具合発生に対し、迅速に対応できる体制（土曜日、日曜日及び祝

祭日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までの連絡体制及び機器の設置場所へ 2 時間以内に到着可能な拠点及び対応可能な人員)を有するものとし、複合機が故障した場合、保守実施者は機構の指示に基づき、速やかに正常な状態に回復させるものとする。

- 2 保守実施者は、FAX 機能、スキャナ機能及びプリンター等の設定・接続等の依頼があった場合には、機構の指示に基づき対応すること。
- 3 保守等業務の受付対応については、一元的な窓口であること。また、複合機に障害発生時の保守連絡先等を分かりやすく表示すること。また、連絡先が変更となる場合は、速やかに変更となる旨を機構に報告するものとし、新たな連絡先を表示すること。
- 4 複合機について、適切な操作方法を指導するとともに、複合機が常時正常な状態で稼働し得るよう保守を行い、複合機に必要な消耗品(ドラム、デベロッパー、トナー及びドラムクリーナー等をいう。)を円滑に供給するものとし、その所有権は受注者に帰属し、機構はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって管理及び使用するものとする。
- 5 複合機について、正常な状態で使用できるように保守を行うために、保守実施者を設置場所に派遣して、点検及び調整を行うこととする。なお、複合機の修理が 2 週間以上の長期に及ぶ場合は、無償で代替機を設置すること。
- 6 保守の実施にあたって知り得た機構の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

第 8 節 予定数量

1 ヶ月あたりの想定使用枚数は、別表 17)を参照すること(想定使用枚数は、機構の算出による参考値であり、契約期間における使用枚数を保証するものではない。)。

第 9 節 消耗品の供給

複合機に必要な消耗品(用紙及びステープルカートリッジを除く)は、不足することのないよう無償で速やかに供給すること。

- 2 ドラム、デベロッパー、トナーは、受注者等の社員の点検又は機構の通知に基づき、コピー品質維持のため必要と認めたときには、これを取り替えるものとする。
- 3 その他の消耗品については、巡回又は機構の申し出によって予備手持ち量の不足を知ったときは、速やかに当該消耗品を供給するものとする。

第 10 節 使用済みトナーの改修

定期的又は機構の要求時に、使用済みトナーを回収すること。

第 11 節 賃貸借料金

賃貸借料金は、毎月均等額とする。ただし、1 円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

第 12 節 保守料

計算期間は、月の初日から末日までとする。

- 2 コピー 1 枚についての保守料金を機種及び印刷種類毎に設定し、それぞれのカウンターによって確認した枚数を乗じて計算すること。
- 3 受注者の派遣する技術者が当該機器の点検又は調整等に要するテスト出力及び受注者の責めに帰すべき原因による不良出力分は、使用枚数から控除すること。
- 4 使用枚数に 1 枚あたりの保守料金を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。

第 13 節 請求金額

保守料金の請求金額は、前 2 節で算出された料金に消費税額及び地方消費税額を加えたものの合計額とする。ただし、1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

第 14 節 その他

本仕様書及び契約書に定めのない事項、又は疑義等が生じた場合は速やかに機構及び受注者が協議のうえ、定める。

別表

複合機 仕様

- 1) 形式：デスクトップ式又はコンソール式
- 2) カラー対応：フルカラー
- 3) 最大原稿サイズ：A 3
- 4) 複写用紙サイズ：B 5、B 4、A 4、A 3の4種類のサイズが使用可能なこと。
- 5) 連続複写速度（毎分）：モノクロ A 4 ヨコ 55枚以上
：カラー A 4 ヨコ 55枚以上
- 6) 複写倍率（任意）：25%～400%（1%きざみで設定可能なこと。）
- 7) 給紙方式：4段トレイ（給紙枚数各500枚以上）でB 5、B 4、A 4、A 3が収納可能なこと。
- 8) 内蔵メモリー：4GB以上とする。
- 9) LANインターフェイス：1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-Tインターフェイスに対応し利用が可能であること。
- 10) 通信プロトコル：TCP/IPに準拠した通信方法を備えていること。
- 11) Windows11で対応するドライバがあり動作が可能なものとする。
- 12) 連続複写枚数：500枚以上の連続複写が可能なこと。
- 13) 読み取り解像度/階調：600dpi×600dpi / 各色256階調以上とする。
- 14) 電源：AC100Vとする。
- 15) 自動原稿送り装置：B 5、B 4、A 4、A 3が読み取り可能であること。
- 16) 自動両面コピーが可能なこと。
- 17) フィニッシャーは、ソート機能・スタック機能があり、ステープル機能付きとする。
最大ステープル枚数はA 4サイズで50枚まで可能であること。かつ、トレイ容量がステープル無しの場合でA 4サイズ1,000枚以上であること。
- 18) プリンター機能
 - 1) 最大プリントサイズ：A 3とする。
 - 2) データ処理解像度：600dpi×600dpi以上とする。
 - 3) 両面プリント：自動両面プリントが可能なこととする。
- 19) スキャナー機能
 - 1) 形式：カラースキャナー
 - 2) 保存形式：TIFF/JPEG/PDF形式に対応していること。
 - 3) その他：14) プリンター仕様に準ずる。
- 20) ファクス機能
 - 1) 送信原稿サイズ：B 5、B 4、A 3、A 4が可能であること。
 - 2) 記録紙サイズ：B 5、B 4、A 3、A 4が可能であること。
 - 3) 通信モード：G 3とし、ファクス用回線を2回線（加入電話回線、マイクロ回線）有していること。
 - 4) 通信速度：自動切替可能なものとする。
 - 5) 宛先登録：100件以上の送信先をメモリ登録できること。
 - 6) 同時送信件数：50件以上可能なこと。
- 21) 予定枚数

No.	項 目	1ヶ月あたり予定数量	
1	吉野川下流 総合管理所2階	モノクロ	7,000枚
		カラー	6,000枚
2	旧吉野川 河口堰管理所2階	モノクロ	4,000枚
		カラー	3,000枚

別添

参考見積価格内訳書

(件名) 吉野川下流総合管理所外複合機賃貸借及び保守業務 (仮称)

1 . 賃貸借料

吉野川下流総合管理所 2 階 1 台 (単位 : 円)

	メーカー名・機種名	(a) 月額単価	(b) 月数	計 (a) * (b)
1			60	0

旧吉野川河口堰管理所 2 階 1 台 (単位 : 円)

	メーカー名・機種名	(a) 月額単価	(b) 月数	計 (a) * (b)
2			60	0
			合計 (ア)	0

2 . 保守料

吉野川下流総合管理所 2 階 1 台 (単位 : 円)

メーカー名・機種名	保守区分	月間使用予定枚数	1枚当たり単価	(a) 月額単価	(b) 月数	計 (a) * (b)
	モノクロ	7,000枚		0	60	0
	フルカラー	6,000枚		0	60	0
					合計 (イ)	0

旧吉野川河口堰管理所 2 階 1 台 (単位 : 円)

メーカー名・機種名	保守区分	月間使用予定枚数	1枚当たり単価	(a) 月額単価	(b) 月数	計 (a) * (b)
	モノクロ	4,000枚		0	60	0
	フルカラー	3,000枚		0	60	0
					合計 (ウ)	0

入札書記載価格 (ア) + (イ) + (ウ) 0

入札書記載価格には、消費税及び地方消費税を含まないものとします。

見積に際し、見積書に記載される見積金額に対応した本書式の提出を求めます。本書式は、見積書とホチキスで留め、割り印のうえ、封入して下さい。本書式の添付、記載及び割り印のない入札書、並びに計算の不突合の入札書は無効とします。

保守料に記載する単価が複数行となる場合は、行を追加して差し支えありません。